

**“日常生活品費などの料金設定は「原価積算」のしぼりなし”
老健局が公式見解。老健施設の懸案のひとつが解決！**

厚生労働省老健局は9月7日、全国介護保険指定基準・監査担当者会議を開催し、介護保険改正の10月施行にかかる留意事項などについて説明を行った。

この会議で老健局は、居住費・食費の水準設定についてのQ&Aを示し、そのなかで、いわゆる日常生活品費の料金設定について触れ、「日常生活費の水準設定は原価を積算した上で設定することを求めるものではない」と明記した。

これは、全老健の会員施設から介護保険導入後数多く寄せられた、「都道府県の指導監査で、日常生活品費の設定については、個別具体的な項目の原価により算出したものでなければ認めないとしている」などの現状に対して、「それは正しい理解ではない」と公式の場で明確に整理を行ったものである。

今回の改正で保険給付から切り出された居住費・食費の料金設定は、①料金は利用者と施設の契約により決定するものであること、②その具体的な料金水準は、施設のイニシャルコストや所在地周辺の相場を勘案するとともに、書面による説明・同意を行うなど「適切な手続きが確保されていれば」よいものであること、すなわち、③その料金設定において個々の施設・設備の原価を積算して決定することを求めているものとした。

そして、この考え方は、日常生活費の「実費相当額」の設定でも当てはまるものであり、「たとえば、洗濯代の水準設定に原価積算を求めるものでない」とした。

この会議では、老健局の説明担当者が「(本件についての)指導の際にはこのことを十分留意していただきたい」と述べ、閉会のあいさつを行った介護保険指導室長も「(食費・居住費の設定に当たっては指導権者によりさまざまな見解があるようだが)手続きが適正に行われているかどうかが重要であることを、留意いただきたい」と重ねて強調した。

老企54号により発生した現場の混乱に対し、全老健執行部は一丸となって、その改善について再三にわたり強く要望を行ってきたが、今回このQ&Aにより、明確な結論を引き出すことができた。

(問37)

居住費・食費の水準を設定する場合、たとえば食材料費や食費の原価を積み上げて設定する必要があるのか。

(答え)

1 利用者負担第4段階の方の居住費・食費の設定は、利用者と施設の契約により設定するものである。

2 その水準の設定に当たっては、たとえば、居住費の場合、①施設の建設費用および②近隣の類似施設の家賃および光熱水費を勘案するとともに、書面による説明と同意を行うなど適切な手続きが確保されていればよく、個々の施設・設備等の原価を積算した上で設定することを求めているわけではない。

3 これは、日常生活費における「実費相当額」についても同様であり、たとえば、洗濯代の水準設定にあたり、原価を積算した上で設定することを求めるものではない。

4 (略)